復興庁令・省令

○復興庁令第一号

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第一項第三号に」を「第一条第一項第四号に」に、「第一条第一項第三号、第八号イ、第九号ロ及び第十号ハ」を「第一条第一項第四号、第九号イ、第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ニ」に改め、同条第二項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「同条第八号ロ及び第九号ロ」を「同条第九号ロ、第十号ロ及び第十一号ハ」に改める。

附　則

この命令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第六十六号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第三十五条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第五項及び第六項並びに第百五条第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、未帰還者留守家族等援護法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

未帰還者留守家族等援護法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正）

第一条　未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び附則第六項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第六号中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第十三条第三項の表第九条の二第六号に規定する場合の項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

附　則

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

○環境省令第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書及び第六項ただし書並びに第十四条第六項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）において使用する用語の例による。

（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合に係る法第七条第一項ただし書の環境省令で定める一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、特定廃棄物の収集又は運搬と併せて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合については、次のとおりとする。

一　国（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて事業者から委託を受けた一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託して行う場合に限る。）

二　国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

（特定廃棄物の処分と併せて一般廃棄物を行う場合に係る法第七条第六項ただし書の環境省令で定める一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第三条　法第七条第六項ただし書の環境省令で定める者は、特定廃棄物の処分と併せて一般廃棄物の処分を行う場合については、次のとおりとする。

一　国（特定廃棄物の処分と併せて事業者から委託を受けた一般廃棄物の処分を他人に委託して行う場合に限る。）

二　国の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者（特定廃棄物の処分と併せて一般廃棄物の処分を受託して行う場合に限る。）

（特定廃棄物の処分と併せて産業廃棄物の処分を行う場合に係る法第十四条第六項ただし書の環境省令で定める産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

第四条　法第十四条第六項ただし書の環境省令で定める者は、特定廃棄物の処分と併せて産業廃棄物の処分を行う場合については、次のとおりとする。

一　国（特定廃棄物の処分と併せて事業者から委託を受けた産業廃棄物の処分を他人に委託して行う場合に限る。）

二　国の委託を受けて産業廃棄物の処分を業として行う者（特定廃棄物の処分と併せて産業廃棄物の処分を受託して行う場合に限る。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この省令の失効）

第三条　この省令は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

告　示

○法務省告示第二百四十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ピエール・シアソン
生年月日　千九百七十一年五月十五日

○法務省告示第二百五十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、フィリピン共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ジェーン・ディーワイ・パルディニヤス
生年月日　千九百六十八年三月三十一日

○法務省告示第二百五十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　屠　錦寧
生年月日　千九百七十八年五月六日